

老朽化した空き家の取壊・撤去に補助金

美波町老朽住宅解体費支援事業を本年度も受け付けます!

○どんな事業?

美波町では、平成25年度から町民の安全・安心と住環境の改善及び良好な景観の促進を図ることを目的に、住宅の所有者等が老朽化・廃屋化した(空き家)を解体するとき、その費用の一部を助成しています。



○いくら助成があるの?

解体費90万円まではその額の2/3(限度60万円)が補助金です。それ以上については、個人負担となります。

【例①】 解体費 60万円の場合(個人負担 20万円・補助金 40万円)

【例②】 解体費 120万円の場合(個人負担 60万円・補助金 60万円)

○どんな家が対象となるの?

美波町内の空き家になって長年(概ね10年以上)放置されたままとなっている住宅が対象です。家財道具、倉庫、車庫等は対象外です。

具体的には、規定された基準に基づき構造の腐朽、不良度及び耐震性をチェックし、その点数が補助の対象点(100点)以上となる住宅が対象となります。その他にも対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

注) 空き家判定業務は、徳島県住宅供給公社から派遣される空き家判定士に委託しております。派遣依頼の申し込みが必要になりますので、事前にご相談ください。

○施工業者についての規定がありますか?

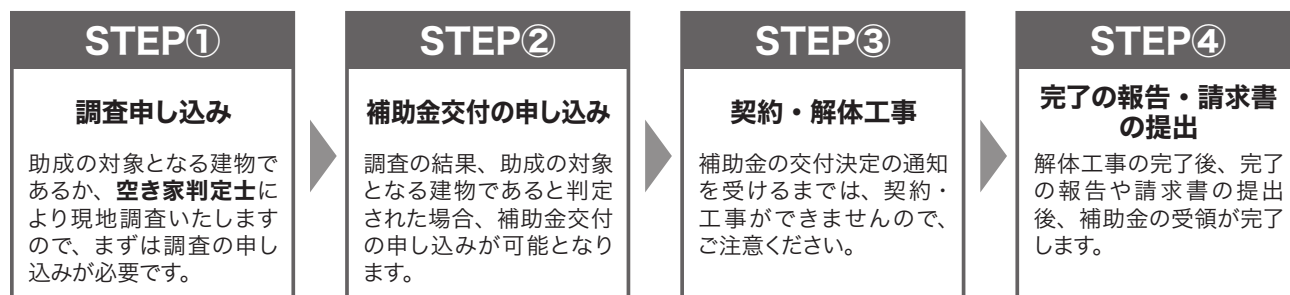
平成29年美波町建設工事指名業者名簿に登録の建設業者に工事を発注して頂きます。

○補助金を受けられる方は?

- ①空き家の所有者
- ②その他空家の所有者と同等と認める者
- ③町税等の滞納の無い方

○建物を解体すると固定資産税が上がるの?

住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなることにより、土地の固定資産税が上がる場合があります。詳しくは、役場税務課(☎77-3615)にお問い合わせください。



※なお、採択件数には限りがありますので、申し込みが多い場合は翌年度以降とさせていただきます。

【お問い合わせ先】 役場建設課 ☎77-3618